

第十三回国会 大蔵委員会 議録第三十二号

(三七九)

昭和二十七年三月十三日(木曜日)

午前十一時二十三分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 奥村又十郎君 理事 佐久間 徹君

理事 内藤 友明君

理事 淺香 忠雄君

理事 夏堀源三郎君

理事 宮原幸三郎君

理事 松尾トシ子君

理事 久保田鶴松君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵事務官

(日本専売公社)

大蔵事務官

(大蔵事務官)

大蔵事務官

(大蔵事務官)

大蔵事務官

(大蔵事務官)

大蔵事務官

(大蔵事務官)

大蔵事務官

(大蔵事務官)

大蔵事務官

(大蔵事務官)

大蔵事務官

(大蔵事務官)

大蔵事務官

(大蔵事務官)

大蔵事務官

(大蔵事務官)

大蔵事務官

(大蔵事務官)

大蔵事務官

(大蔵事務官)

大蔵事務官

(大蔵事務官)

三月十二日

財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案(内閣提出第六五号)

同月十三日

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(十三日)の会議に付した事件

塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

国有財産特別措置法案(内閣提出第五九号)

一般会計の歳出の財源に充てるための米國対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第六一号)

財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案(内閣提出第六五号)

〇佐藤委員長 これより会議を開きます。

昨十二日本委員会に付託されました一般会計の歳出の財源に充てるための米國対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案、及び財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案

案の両案を一括して、まず政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。

政府委員西村大蔵政務次官。

一般会計の歳出の財源に充てるための米國対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案

一般会計の歳出の財源に充てるための米國対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案

政府は、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和二十七年四月一日から施行する。

財産税等収入金特別会計法の昭和二十六年度分の収入支出並びに昭和二十五年度及び昭和二十六年度の決算に關しては、なお従前の例による。

〇西村(通)政府委員 ただいま議題となりました一般会計の歳出の財源に充てるための米國対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案外一法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十六年七月一日以降米國の対日援助は打ち切れ、また同年九月一日以降軍用物資の払下げも打ち切りになりました結果、昭和二十七年に於ける米國対日援助物資等処理特別会計は、同年度に於ける繰入金を若干のストック物資の処分並びに売掛金の回収という清算事務の段階に入り、その事業規模は著しく縮小を見ることがなつたのであります。これに伴ひまして、この会計の昭和二十七年の歳入歳出予算は、歳入におきましては、ストック物資の売却収入及び前年度剰余金の受入れ等合計六十億六千七百七十

六万一千円となり、歳出におきましては、事務取扱費及び援助物資の輸入諸掛費等を合せて二十億六千七百七十六万一千円となり、差引四十億四の剰余を生ずる見込みであります。この歳出の財源を一般会計に繰入れるため、この法律案を提出した次第であります。

次に、財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案について、提出の理由を御説明申し上げます。

財産税等収入金特別会計は、財産税法及び戦時補償特別措置法に基く租税収入並びに物納財産の管理、処分に伴う収入支出を一般の歳入歳出と区分して経理するため、昭和二十一年度から設けられたのであります。同特別会計法の規定によりこの会計の存続期間は五年間とし、昭和二十六年限り廃止することとなつていたのであります。現在までの収入実績からいまして、財産税及び戦時補償特別税の賦課徴収はおおむね終了している状況でありまして、すでにこの特別会計を存置しないものと考えられるに至りました。

以上の理由によりまして、財産税等収入金特別会計法を昭和二十六年限り廃止いたしまして、この会計の資産及び負債はこれを一般会計に引継ぎ、その後の経理は一般会計において行つて行こうとするものであります。

なお資産及び負債の一般会計への引

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則

継続の時期は、現金並びに昭和二十六年度分の未収金及び未払金につきましては、この会計の昭和二十六年度の出納完了の日といたしまして、その他の財産につきましては、この法律施行の際にいたしたのであります。

以上がこの二つの法律案を提出した理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを御願いたします。

○佐藤委員長 右両案に対する質疑は次会に譲ることといたします。

○佐藤委員長 次に塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案、農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案、日本専売公社法の一部を改正する法律案、及び昨日説明を聴取いたしました国有財産特別措置法案の四案を一括議題として、質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。三宅則義君。

○三宅(則)委員 私は、ただいま議題となつております法案中、日本専売公社法の一部を改正する法律案、並びに塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案につきまして、専売公社總裁にお尋ねをいたしたいと思ふ次第でございます。

昨日久米監理官から一応の御説明を承つたのでございますが、専売益金を出しております根本といたしまして、タバコの製造は専売公社が独占いたしておるわけでありまして、これがわが国の大なる財源の一つになつてゐることは、申すまでもないわけでありまして、これにつきまして、過日も申し上げたわけでありまして、わが国のタバコの品種を改良いたし、欧米各国の長所を

とり、わが国の短所を捨てて、りっぱなタバコを製造いたし、しかも廉価にこれを売りさばく、こういう線を堅持することこそ、専売公社の重点でなければならぬと思ひます。ところがたゞく、獨断するところによりまして、割合にまだ専売公社は官吏の面影が充満いたしておりまして、民間事業もしくは一般商人とは非常にかき離れておる、こういうことを言われておるのであります。もちろん性質上そういうようなこともあるかと思ひますが、しかし秋山總裁は、すでに民間におきまして十分な経験を積まれた、練達堪能なる人格者であります。しからば秋山總裁のもと、一般職員等におきましても十分この意思を体しまして、民間人とも接触を円滑にいたし、また配給その他につきましても、十分に民意を尊重するようにいたしていただき、かように思うわけでありまして、専売公社の總裁はどういうふうなお考えでおられますか承りたい。

○秋山説明員 ただいま御質問のことは、私が就任後常にさような御批判をいただいております。過去二年有半を経ておるのであります。過去二年有半を経て、まだたゞいまのお尋ねに対して御満足に行かうような経営になつていない、ということ、私も承認いたします。しかしながら私は、この点につきましては、公社発足以来公社のモットーとして、民間企業の最もいい点を取入れ改革をしたい、ということを念として、今日まで来ておるのであります。また御満足の行くような点に至つておらないことは、ただいまも申したように、まことに恐縮に存するのであります。

しかしながら専売局として四十年の歴史を持つておるのであります。これを短時に全部拭き去り、新しいやり方をしよう、ということとはなから困難かと思ひます。私が申すのはなほはばかりがあるものであります。けれども、私は今日は相当改まつておる、ということ、みずから感じておるのであります。なお事業の上においても、品質も向上せしめ、また価格の点におきましても、相当考慮を払つて行きたいと存じております。今後御指摘をいたさなさい、できるだけ民意に沿うような経営をいたしたいと存じておるわけでありまして。

○三宅(則)委員 ただいまの御答弁は、秋山總裁の人格からほとぼしる御答弁であると思ひますが、この言葉は、一般の下の方の職員にまで徹底しなければならぬと思ふのであります。から、こういうような国会で審議せられた事項、各委員から希望を申された事項等は、大胆率直に下の方に浸透してもらいたいと思ふのであります。

さらに伺ひたいと思ふが、ピー、ス、光、新生その他の巻タバコにつきましては、相当数量もできておるわけでございます。本年の計画等にございまして、これは相当拡充いたしまして、その生産量を高め、また財政面の潤沢になるように、御努力なさる御決心でありますか。その辺はどう考えられますか。

もう一つ、それと同時に、価格等は場合によりまして、多少廉価にする必要があるかと思ふのであります。また、これに対する總裁の構想を承りたい。

○秋山説明員 御承知のように、ピー、ス、光の価格におきましては、二十五年、二十六年、二度とも値下げをいたしております。品質の点におきましては、一般栽培業者の奮励努力によりまして、約一億にのび、とる原料を得ました結果が、エージングと称する、俗になつても申しまして、か、きような原料も非常にふえました。ために、品質も次第によくなつております。またアメリカのタバコを若干なり輸入することができましたために、ピー、スにおいては、一割五分の混葉をしておるわけでありまして、この二十六年度におきまして、取扱は非常に順調に参りました。品質も著しく向上しておる、ということ、一般の認められるところでありまして、さうでありまして、品質も漸次向上して参ると思ひます。また売れ行きは戦前戦後を通じて、本年はおそらく戦前戦後を通じて、たレコードではないかと私は思ひます。もうすでに二月までの売れ行きは、金額におきまして九五%余、数量におきまして九十数パーセント、こういうことでありまして、残すところあと一箇月でありまして、これはおそらく予定しておるものよりは、相当な売上げ増を見込まれることを、ここに申し上げてさしつかえないと思ひます。

なお、下部の人にも私の意思が徹底するように、また国会の意思が反映するようにという御希望でありますけれども、それは私の常に念とすることでありまして、もうしばらく御猶予をいただきたいと思ひます。

○三宅(則)委員 本法案によりまして、繰越費というやうなものを認めることになつておるわけでありまして、これ

については、總裁は、拡充強化せしむるために、たとえ工場の建設とかあるいは機械の改良あるいは新設、その他のもろろみを持つておられますか。あるいは人員等をふやしまして製品を潤沢にする、こういう御希望であります。どうか。とりあへず二十七年度に対しまして繰越しの費用あるいは金額等について、御構想がありましたら承りたい。

○秋山説明員 私は、現下の情勢から申しまして、なるべく人力はむだな点を省いて、近代機械を導入して能力を上げて、戦後急速に充実にいたしたと申しまして、まだ不備な点が工場等において相当にあるのであります。から、私はこういう面においては、国会に相当な予算をまた御要求を申し上げ、御賛同を得て、そういう方面の改善、製造能力の増強ということをお願いしたいと思ひます。従つて繰越費の今の法律改正というものも、お願いを申し上げた次第であります。

○三宅(則)委員 ちよつと下へ下つた点かもしませんが、私は昨年の夏鹿児島専売局を拝見いたしましたのでございまして、私の感じからいたしまして、と、私はもちろんしろとでありまして、適確なことは言ひ得ないかもしませんが、日本の産業の重点といたしております。紡績事業のそれと関連あるのではないかと、作業面その他について見たわけでありまして、もちろん私は技術家ではございせんが、各工場等におきまして、あるいは新設いたしました、あるいは改

ス、光の価格におきましては、二十五年、二十六年、二度とも値下げをいたしております。品質の点におきましては、一般栽培業者の奮励努力によりまして、約一億にのび、とる原料を得ました結果が、エージングと称する、俗になつても申しまして、か、きような原料も非常にふえました。ために、品質も次第によくなつております。またアメリカのタバコを若干なり輸入することができましたために、ピー、スにおいては、一割五分の混葉をしておるわけでありまして、この二十六年度におきまして、取扱は非常に順調に参りました。品質も著しく向上しておる、ということ、一般の認められるところでありまして、さうでありまして、品質も漸次向上して参ると思ひます。また売れ行きは戦前戦後を通じて、本年はおそらく戦前戦後を通じて、たレコードではないかと私は思ひます。もうすでに二月までの売れ行きは、金額におきまして九五%余、数量におきまして九十数パーセント、こういうことでありまして、残すところあと一箇月でありまして、これはおそらく予定しておるものよりは、相当な売上げ増を見込まれることを、ここに申し上げてさしつかえないと思ひます。

なお、下部の人にも私の意思が徹底するように、また国会の意思が反映するようにという御希望でありますけれども、それは私の常に念とすることでありまして、もうしばらく御猶予をいただきたいと思ひます。

○三宅(則)委員 本法案によりまして、繰越費というやうなものを認めることになつておるわけでありまして、これ

については、總裁は、拡充強化せしむるために、たとえ工場の建設とかあるいは機械の改良あるいは新設、その他のもろろみを持つておられますか。あるいは人員等をふやしまして製品を潤沢にする、こういう御希望であります。どうか。とりあへず二十七年度に対しまして繰越しの費用あるいは金額等について、御構想がありましたら承りたい。

○秋山説明員 私は、現下の情勢から申しまして、なるべく人力はむだな点を省いて、近代機械を導入して能力を上げて、戦後急速に充実にいたしたと申しまして、まだ不備な点が工場等において相当にあるのであります。から、私はこういう面においては、国会に相当な予算をまた御要求を申し上げ、御賛同を得て、そういう方面の改善、製造能力の増強ということをお願いしたいと思ひます。従つて繰越費の今の法律改正というものも、お願いを申し上げた次第であります。

○三宅(則)委員 ちよつと下へ下つた点かもしませんが、私は昨年の夏鹿児島専売局を拝見いたしましたのでございまして、私の感じからいたしまして、と、私はもちろんしろとでありまして、適確なことは言ひ得ないかもしませんが、日本の産業の重点といたしております。紡績事業のそれと関連あるのではないかと、作業面その他について見たわけでありまして、もちろん私は技術家ではございせんが、各工場等におきまして、あるいは新設いたしました、あるいは改

ス、光の価格におきましては、二十五年、二十六年、二度とも値下げをいたしております。品質の点におきましては、一般栽培業者の奮励努力によりまして、約一億にのび、とる原料を得ました結果が、エージングと称する、俗になつても申しまして、か、きような原料も非常にふえました。ために、品質も次第によくなつております。またアメリカのタバコを若干なり輸入することができましたために、ピー、スにおいては、一割五分の混葉をしておるわけでありまして、この二十六年度におきまして、取扱は非常に順調に参りました。品質も著しく向上しておる、ということ、一般の認められるところでありまして、さうでありまして、品質も漸次向上して参ると思ひます。また売れ行きは戦前戦後を通じて、本年はおそらく戦前戦後を通じて、たレコードではないかと私は思ひます。もうすでに二月までの売れ行きは、金額におきまして九五%余、数量におきまして九十数パーセント、こういうことでありまして、残すところあと一箇月でありまして、これはおそらく予定しておるものよりは、相当な売上げ増を見込まれることを、ここに申し上げてさしつかえないと思ひます。

なお、下部の人にも私の意思が徹底するように、また国会の意思が反映するようにという御希望でありますけれども、それは私の常に念とすることでありまして、もうしばらく御猶予をいただきたいと思ひます。

良することが相当あるのではないかと
思ふのです。総裁は長年実業界で訓練
された人でありまして、今までの経
験から感じまして、そういうような
だんなことは排除して、新進なる機械
をもつて製造能力も高め、そうして益
も増加したい、かように考えておりま
すか。もう一度総裁の心構えを承り
たい。

○秋山説明員 今三宅委員が紡績を例
にとられたことには、私は敬服いたし
ます。紡績は日本において最も独自な
立場で、はなはだしく補助金保護によ
らずに今日あるのは、やはり苦勞の結
果で、私どもは事業界において常に紡
績というものを模範にしておるのであ
ります。タバコの事業も大体軽工業で
ありまして、似通うところが相当にあ
るのでありますが、私は、単に部内に
おいて各工場の視察をし合うというよ
りは、むしろ違つた工業をよく見て、
その改善をはかることが至当だろうと
存じますので、現在においても、紡績
業者の最もすぐれておるところを、毎
年人を限つて見せにやつておるとい
うような始末であります。

なおこの能率増進ということにつ
きまして、常に専門の人と話し合つ
て、はなはだ小なところでありま
すけれども、たとえば工場の床の修繕に
おいても、高低のないように暗やみで
も歩けるというような工場にしたいと
思ひまして、現在までそういう方向に
努力しておる次第であります。

○三宅(則)委員 次にお尋ねいたしま
すのは、これは私の持論であります
が、専売公社のタバコでピースその他
については、これは何も広告がないわ
けであります。これにひとつ広告を入

れたならば、ある地方、たとえば中国
地方なら中国地方に向かうような広告
関西は関西、東京は東京、随所々々に
これを認めて、これに公益の深い
広告を入れたならば、さらに一般の益
金が増加するのではないか、こう思
います。が、実業界出身の秋山総裁はど
う考えておるか、これを承りたい。

○秋山説明員 今の私どもの製品に對
して広告云々ということはしばしば私
は耳にし、また希望も承つておるの
であります。しかし私はまたおのづか
ら考えが違ふのでありまして、専売のタ
バコの造成ということは、あたかも芸
術家がその作品を尊重すると同じよう
な意味合いで、私はこの製品を神聖な
ものと考えておるのであります。自分
の製品に他の広告を掲載する、それで
輸入がふえるのじやないかというおほ
しめしでありますけれども、実際やつ
てみた結果がさうに顯著なる輸入も
なし、また地方々々に広告を別にやる
というけれども、この対象が配給によ
つて水戸の広告が岡山へ行つて開かれ
る。これは配給の上手下手もありま
しうけれども、なか／＼机上において
考えたような効果はないのでありま
す。私は相なるべくはせつかくの御要
求でありますけれども、私の製品の
ピース、光に対しては、他人の製品の
販賣広告はいたさないつもりでありま
す。

○三宅(則)委員 今度は塩田のこと
について伺ひます。私の構想といたしま
しては、塩田は、御承知の通り化学の
源泉ともいふべき塩であります。わが
国の國産の塩といたしまして、十分に
潤沢に生産せしめるようにしなければ
ならないというのが私の持論でありま

す。ところがいろいろの関係で、海外
からこの塩を仰がなければならぬ現状
であります。むしろ私は國産品につき
ましては、御承知のように平がまある
いは蒸気、真空と三段階ありまする
が、そういう真空のような事業に對し
ましては補助をいたしまして、これを
製塩せしめて、しかる後に海外の輸入
塩というものは、ある程度まで制限し
たらよろしいじやないか、かような考
えもあるわけでありまして、総裁は今
の塩業対策といたしましてどう考えて
おるか承りたい。

○秋山説明員 塩業対策はまことに國
家の大事であります。輕々には論ぜ
られないのであります。現状におきま
しては、なか／＼内地製塩を増強して
輸入塩を防遏するということとは、こ
れまた非常に至難なことでありまして
、現在の製塩の生産費におきまして
、海外のいづれよりも非常に高い生
産費であります。これをもつて工業
原料にしたならば、おそらくは日本の
化学工業というものは成り立たぬじや
ないか。これはもう重大なことであ
りまして、専売公社といたしまして
は、ために内地塩を増強すると同時
に、數量においても一トンを多く
増強したいということから、昨年の閣
議決定にもありますけれども、まず目
先の食塩の七十万トンくらいはぜひ國
内において、いろいろな情勢下にお
いて必要であるから、そういう目標を置
いて増産をしたいということでありま
す。私はまことにけつこうな御提案と
存じまして、ために内地においても必
ずしも従来の平がまとかあるいは蒸気
製法、真空製法というものによらずに、
さらに機械力をもつて海水から塩をつ

くることを目下やつてゐるわけであり
ます。この成績いかんによりまして
は、私は民間にも開放して相当増強し
得るのではないかと、その工場の竣工
を一日も早く期待して待つてゐる次第
であります。

○三宅(則)委員 もう一点……

○佐藤委員長 三宅君、簡単に願いま
す。総裁は午前中という約束に大体な
つておりますから、お願いいたしま
す。

○三宅(則)委員 専売公社に關しまし
ては、重点的にまた考えるということ
は賛成です。私は昨日も質問したわけ
でございますが、これは昨年度の災害に
特に重点的に、これは國家で全部負担
してもよろしいという從來からの意見
を持つておつた。昭和二十四年度にお
きましては、災害は全部國庫負担とい
うことであつたわけでありまして、こ
うに塩田のような超重点産業の一つ
にいたしましては、これは十分國家が
見てやる。自分が災害を起したわけ
ではなく、いわゆる天災でありまして
、そういうものについては、十分に
地方民の希望もいれまして國家が見
てやる。これは當然であるわけであり
まして、さきにも増しまして、今度は大
分増加するようになったわけでありま
す。むしろ私は全般的に國家が全部
負担したいと存じますが、これに
ついて御構想をどう持つておられま
すか、承りたい。

○秋山説明員 ただいま御質問の御趣
旨はよくわかるのでありますけれども
、この補助、保護といふことにつ
きましては、いろいろはかにも関連する
ところもあつたし、私どもの見る
ところでは、ただいま御提案申し上げ

ました額において相當な助成ができ
る、かくのごとく信じて申し上げたわ
けであります。

○佐藤委員長 ちよつと申し上げま
す。ただいま四案に對する質疑流行中
でありまして、右四案に對する質疑は
あとまわしとして、一昨十一日質疑を
終了いたしました日本輸出銀行法の
一部を改正する法律案を議題として討
論に入ります。討論は通告順によつてこ
れを許可いたします。深澤義守君。

○深澤委員 私は日本輸出銀行法の一
部を改正する法律案に對しまして、日
本共產黨を代表して反対の意見を述べ
るものであります。

本法案は從來いわゆる東南アジア開
港を目的として、プラント輸出に對す
る長期輸出金融をやつて来たものであ
りますが、このたびはこれを改正して、
東南アジアの各地の地下に眠る鉄
石、粘結炭、工業塩その他重要原料
の開發資金に對して、輸出の金融をす
るというぐあい、これを改正するので
あります。その改正の提案の理由に
よりますと、わが國經濟の擴大發展を
將來にわたつて確保する。そのために
は輸出の振興をはかるとともに、重要
原材料の外國からの継続的輸入をする
必要があるといふぐあいに、まことに
もつともらしい提案理由が述べられて
おります。しかしわれ／＼はこ
ういふ一つの政策の中にも、日本經濟のあり
方、さうして日本全體の今日のあり方
をつかまざり、この本質をはつきりす
ることではないかと思ふのであります。
御承知のごとく講和會議によつて、
日本の立場というものが一體どうなつ
たか。われ／＼が常に主張しておるこ

とく、これはまづたつたアメリカの世界戦力に基くところの、極東戦略の重要基地に日本がなつて行つておる。そのためにこそ現在国会で再軍備の問題が論議されておるが、こういうような問題も結局アメリカの極東戦略と結合して、初めて明確になつて来るのであります。日本がまさに戦争の基地になつておることは明らかであります。こういうような状態の中で、日本経済がやはりこの計画の方向にぐんぐん押し詰められていくという事は、もうはつきりしているのであります。従つてアメリカの新聞のボルチモア・サン紙の主筆であるハミルトン・オーエンズという人は、アメリカはそのイニシアチヴのもとに一種のアジアの共栄圏をつくつて、その中心に日本を置く必要がある。アメリカは日本に資本と技術とを与えて、それを日本の低賃金労働力と結合して、それによつて生産された商品をアジア市場に販売すると同時に、アジア市場から原料を獲得させて、それを十分にアメリカの今後のために役立てる必要があるという事を、主張しているようであり、また、まさにこのような政策が日本に対して行われているという事は、もはや明らかでございます。今般問題になつておる日本銀行の日本輸出銀行を、日本輸出銀行としてつくることは、まさにアメリカの戦略指導のもとに、新版大東亜共栄圏をつくるために、その一つの役割をこの日本輸出銀行が果たすという結果になるという事を、われわれはおそれるものであります。こういうような事情は、従来輸出銀行の業績を見ましても、その中にその一端がうかがわれるのであります。

す。輸出銀行の行つた業績の六十一億の融資の総額中に、非常にたくさん使われているものは、米軍の基地であるところの沖縄に発電機を送るために、十二億も融資しております。さらにパナマ国に十四億二千万円造船関係の輸出に融資しておるのであります。その内容は先般も輸出銀行の理事者が説明しておる通りに、これはパナマ国というのである。船籍だけはパナマ国になつていゝのであるが、事実上はアメリカのタンカーのためにこれが使われるのである。そのため輸出の金融が行われているのだから、このこと自体を見ても、これは日本の経済のためではなくて、アメリカの大きな計画のもとに、こういうことが行われているという事は明らかであります。また今般計画されておるすところの輸入金融にいたしまして、これは資源開発計画のみに融資する。しかもその資源は東南アジアの地下にまだ眠つていゝのであります。鉄鉱石や粘結炭や工業塩を日本に持つて来るために、血眼になつていゝのであります。これは結局中共貿易をみずから禁止いたしまして、その結果としてアメリカ方面から得ましたところの鉄鉱石や粘結炭が非常に高く、そのために日本の生産コストが非常に高くなつて、国際競争場裡に打撃つことができないという結果になつてしまつた。どうかして安いところからこれを求めようとして苦慮しておるのであります。その現われがこういう輸入金融という形になつて現われて来ていることも明らかであります。さらに政府は、インドに何々がある。あるいはフ

イリピンに何々がある、ビルマにあるいはインドネシアに何々があるから、これを開発して日本へ持つて来るのだとおつしやつておられますけれども、日本は現在の立場において、そういう體越しごのことがはたしてできるかという問題であります。現在日本の立場は、極東の諸国から再軍備の問題を深く考えられまして、非常に多くの非難を受けていゝことも御承知の通りであります。諸問題についても、対日平和条約の批准が東亞諸国においては非常に困難になつておる。まさに日本は極東の孤児になりつゝある。こういう状態の中で、インドに何々がある、ビルマに何々がある、インドネシアに何々があるといつて、これを自由に開発できるという考えは、まづたつた體越しごの考え方であると思ひます。ところがそのく日本政府の考え方は、アメリカの大きな力を背景としてやれば大丈夫だと考えられていゝが、こういうところの威をかりて強行する政策は、必ずや私は中東において民族運動の反響をイギリス等が受けたように、また再び東南アジアにおいて民族運動の大反響を受ける可能性がある。こういうような観点から、この法案はきわめて私は危険な問題を包蔵していゝという意味において、どうしても賛成できない。われわれは日本の自主独立を確保して、そして通商貿易の自由の立場を闘い取る、そして中共貿易を再開することとを前提とする極東の諸国と平和友好の関係に立つて、日本の今後の経済といふものは、初めて私は発展する可能性があると考えるのであります。

わまりない結果をもたらすものであるという立場から、共産党は断じてこれに反対するのであります。

○佐藤委員長 討論は終局いたしました。

これより日本輸出銀行法の一部を改正する法律案を議題として採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○佐藤委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に関する報告書の作成及び提出手続等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。

○佐藤委員長 次に塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案、農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案、日本専売公社法の一部を改正する法律案、及び国有財産特別措置法案の四案を一併議題として、先ほどに引続き質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許可いたします。内藤友明君。

○内藤友明君 きょうのお尋ねしたところでありまして、タバコの小売を村々の農業協同組合、また町にありますが、費生活協同組合、そういうところでやらしていただく、たいへん売れ行きもよいのじやないかということ、前から申し上げておつたのであります。が、専売公社の方ではまだ方針がきまらないので、返事ができないというのであつたのであります。この問題につきましてもどうなさるか、一応公社の御方針を承りたいと思ひます。

○石田説明員 ただいまお尋ねのありました農業協同組合に小売人を認める

か、どうかという点でございますが、結論から先に申し上げますと、実は本月上旬に小売人に指定してさしつかえないという通牒を、各地方局の方へ流してございます。いろいろ御不審もあろうかと思ひますので、一応ごく簡単に問題になつていたかといふような点を、申し上げてみたいと思ひます。

実はこれは農業協同組合だけの問題ではございませんで、消費生活協同組合にもやはり同じ問題がございます。御案内のように両方の組合とも、営利を目的とするものではないのであります。御承知のように私の方から小売人にタバコを売渡しますときは、一定の歩引きをして売渡してあります。その部分が結局組合の方から消費者の方々にタバコを売りますときに、定価で売るとその間に当然に差益が出て来る。それが営利を目的とする仕事に該当するのではないかと問題がございまして、それから決算期になりまして、組合の方でいろいろの事業の決算をされます場合に、タバコの販売から出て参ります利益が、剰余金として分配されます。これが私の方では定価をもつて販売しなければならぬといふことがございまして、定価外販売あるいは割引販売といふような結果になるのではないかと疑問がございまして、なおそのほかに、いずれの協同組合法におきましても、物資の販売といふ言葉はないのでございまして、物資の供給といふ言葉が使つてございまして、これはいわゆる販売行為とは違ふのではないかと又々疑問もあつたのであります。そういう関係から、いずれの組合法の趣旨にも反したようなこと

をやつてはならないと思ひまして、所
管の厚生省なり、あるいはまた法務府
の意見なりいろいろ徴しておりました
ために、私どもの方の考え方がはつき
りいたしましたので、ごく最近まで延
び延びになつていたわけでございます
が、ただいま申し上げましたように、
三月の下旬に申請があつた場合には、
指定してさしつかえないという通牒を
はつきり出してあります。今後は一般
の小売人の申請と同じように、いろい
ろの条件がございしますが、それらの条
件を審査いたしました上で、適当と認
めるものは小売を許可するということ
になります。以上をもつて御説明とい
いたします。

○内藤(友)委員 もう一つこれは希望
であります、ただいま専売公社で、
タバコの小売については、いろいろな
条件をつけておられるのであります。
この条件というのは、そのとき／＼の
いろ／＼な社会情勢、経済情勢でかわ
るものでありますので、これは一定不
変のものではないのであります。たと
えて申しますと、今までそこが非常に
にぎやかたところであつて、何がしか
の小売店を認めておつたけれども、い
つの間にかそのにぎやかなのがなくな
つたということ、だん／＼かわつて
行くということがあるのであります。
従つて今金科玉条のように墨守してお
られますそのものを、そのとき／＼の
ときの社会情勢、経済情勢にあつて、
何か御変更なさるような御意思がある
のかどうか。今農業協同組合にお許し
なさるといふことを、ここで——これ
はおそかつたけれども、まことに私ど
もの希望をかなえていただいたので、
けつ／＼なものであります、付近にあ

まり売れないような小売店があるため
に、さつ／＼のそういう御決定もでき
ないということがあります、これは
いかぬのであります、そういう点を
どういふふうなことになるのか。こ
れは小売だけではございせん。タバ
コの生産のところにもあると思うので
ございせん。たとえて申しますと、今
まではここは葉タバコの産地であつ
た、そこをはつきりと指定しておられ
る。ところがだん／＼／＼な農業
事情がかわつて来ますと、つくるのが
いやになつて来たというところがある
のであります。ところが一方では非常
につくりたいという希望がある。しか
しそれはお許しなさらぬということな
どがありますので、これはえて専売と
いうことには、そういうふうなことは
ついてまわることには存じませんけれ
ども、もう少し／＼／＼な生きた経済
界のことをよくお考えなすつて、あま
り割拠主義にならぬように、これはひ
とつ秋山さんに、そういうことを御考
慮をお願いしたいと思つてあります。こ
れは御返事はいたしません。もう少し弾
力性のあるように、これからやつてい
ただきたいものだと思つてあります。
どうか胸のうちに納めていただきた
と思ひます。

○佐藤委員 浅香忠雄君。
○浅香委員 きよう久しぶりに秋山総
裁がお見えになりましたので、この際
お伺いしておきたいと思ひますこと
は、今度の法案にはあるいは直接に関
係がないかも知れませぬけれども、
間接的には日本専売公社の一部改正法
律案の提案の趣旨の中に、はからずも
先般行政監察特別委員会において起つ

た問題の経緯にかんがみまして、これ
が今後の運営に専売公社としては万全
を期す、こういうような意味を含めて
の一部改正案のようによ、受取れるよ
うな節々があるのではありませんか、この
点は総裁いかがお考えでしょうか。

○秋山説明員 ただいま行政監察委員
会におきまして、委員の御質問及び私
の答弁等からの御質問と思つてあり
ますが、もちろんこのたび提案申し上げ
ました法律の改正案につきましまして
は、その方針にのつてやすること
に利益があるという考えのもとに、御提
案を申し上げたのであります。なお具
体的に何か御質問がありますればお答
えいたします。

○浅香委員 過日の行政監察特別委員
会におきましては、専売公社は、業務
の運営にあつては経費の節減などに重
点を置かずに、国費の濫費が非常に多
い、こういうようなことが、あの記録
を見てみますと大分指摘をされておる
ようであります、この点につきま
して総裁として、今後この公社を運営し
て行くことについて、どういふよう
な改善の意思があるか。これをひとつ具
体的にお話を願ひたい。

○秋山説明員 事業の運営ばかりでな
しに、いかなることでも冗費の節約と
いうことは、もちろん念としなくちや
ならぬことは当然であります。ことに
事業を担任してある私もいたしま
しては、むだな経費を切る、経費は最
も能率的に使うという趣旨は、
まことにお尋ねのようによつても
あります。私は常にその二点を念とし
ております。このたび、これは公社の
内部でありますけれども、当時行政
監察委員会においても少しく触れてお

きました、私機構の改正改革をいた
しまして、内部監査ということ専門
にやつて行く部門を新設いたしまし
て、その道の最も堪能な者を選択し
て、今後一層内部の監査をして行きた
い、こういうことで機構の一部にそれ
を設けました。なお事務の運営におき
ましても、お互いに牽制し合うような
仕組みにいたして、今後冗費、不正と
いうようなことの起らぬようにいたし
て行きたいと思ひます。

○浅香委員 今の総裁の御答弁を承り
まして、たゞ／＼昨日の夕刊に公社内
の人事の異動の発表がありました、
これは総裁が答弁されましたその現
れの一つでありませうか。

それからもう一つは旧専売公社当時
の考え方が今なおお執されてい
ない、今回の問題の起つた原因があ
るのではないかと私は思つてありま
すが、この点につきましまして一応総裁の
御意見を伺つておきたいと思ひます。

○秋山説明員 最近に発表いたしましたし
た人事異動というものは、もちろんそ
の一端もありませんけれども、従来の人
がすべからぬ悪い、あるいは非能率であ
る、そういうふうなためのみではない
のであります、やはり同じ仕事にあ
る程度は習熟しなくてはなりませんけ
れども、またある限度を越えれば人間
のことでありますから、やはり部署が
かわればさらに一層能率が上るとい
う意味合いで大体のいわゆる気分
の転換、刷新という両様の目的をもつて
いたしたわけであります。

責任のある問題だと考へるのでありま
すが、さらに総裁からその御意思の点
を承りたいと思ひます。
それからいふ一点は、あれ以来とい
うものはタバコ民営論が再燃いたして
参りましたが、この民営論に對しまし
ては賛否両論あるわけでありまして、
賛の方はひとまずおくといたしまして、
否と思つておられますところの考え方
を、この際ひとつ承りたいと思つて
あります。

○秋山説明員 私はタバコの民営につ
いて賛否両論があるということはよく
存じておりますが、否といつても必ず
しも民営を絶対に否とするものでない
程度のものであると、考へておるので
あります。また賛と申しましたも、必
ずしも民営でなくてはならぬという、
強い議論でもないように思つてあり
ます。これはただいま委員の方から
御発言があつたように、政治的にまた
経済的に、やはりいろいろ／＼なことを考
へ合せて、そのときにどういふやり方
がよろしいというところであるのでは
ないか、というふうにお考へてありま
す。

○浅香委員 先ほど申しましたよう
に、旧専売局当時の考え方がなおお執
されていなく、たゞ／＼／＼今度
のあいつ事件が起きたのではないかと
思ひます。私のこの考え方に対する
総裁の考え、その責任の点につきま
しては、法的の根拠はかりになくて
も、道義的な責任というものをどうお
考へになるか。これをひとつさらにお
答へを願ひたいのであります。

○秋山説明員 御指摘のことは、もつ
ぱら当時起つた塩の回送に関するこ
とと思つてありますが、当時の職後の

情勢から申しますと、官業の機構において、また私企業においても弾力性のある経営というものは、なか／＼むずかしかった。それであるから、あれのエキスキューズに申し上げるわけではありませぬけれども、ああいうことはやはりそのときの情勢、それに順応するの迅速でなかつたというようにすることについては、私は道義的責任を有する、こういうふうに考えております。

○浅香委員 問題は違いますが、先般新聞紙上で見たのでありますけれども、今度仏印に塩田開発会社がつくられる計画が進められて、専売公社が大体中心になつてやつて行くように見たのであります。今どういうふうに進みつつあるのか。また関係国との関係、あるいは出資の関係、あるいはまた生産額等、その構想についてこの際承つておきたいと思ひます。

○秋山説明員 新聞の伝えるところは、かなりいろいろのうちに伝わつておりますけれども、実際の計画といつたしましては、仏印に仕事を起すとか採塩開発とかいうことは、そうたやすく実現し得るとは私どもは考えておらないのであります。しかしながら外塩をとるといふ上におきましては、やはり近海からとることが最も有利と存じまして、相なるべくはそういう近間でとり得るならばとつて行きたいというところで、もつぱら業者とも相談をいたしまして、とりあえず視察をして、これが仕事になるか、またそこに資金を投じ得るやいなやということも、まだ未解決の問題ではありますけれども、まず事業の調査をするのが先決ではないかということから、調査団を派遣する

という程度にすぎないのであります。この報告をまつて、初めていろいろなことが考えられるのではないかと思つております。

○浅香委員 これから私が申し上げることは、一問一答の形でお答え願ひなれてもいいのですが、私が今からお話ししようという趣旨は、前国会におきましても政府委員から答弁を求めた問題でありまして、いつもたいていいきよう御出席の久米監理官が御出席になつて、答弁をしておられた。ところがそれがその後少しも実際に現れていないと考えるのであります。これは総裁から見られました場合には、局長あるいは部長から答弁すべきことであるかのようなお考えを、お持ちになるかもしれませぬけれども、今私の申しました趣旨のもとにこの際総裁の御意見を伺ひ、また今後総裁としてお心構えありたいという点を申し上げるのであります。その第一点は、タバコ小売人の指定の問題であります。ずいぶんたくさん申し込んでおりますが、その何十軒かのうちでたま／＼何軒かが許可を受けるについては、その裏面においてずいぶんいかなる方法が行われておるかどうか。またまた／＼許可がとれますと、今度はタバコの陳列について、出先局の指定の陳列屋にあつたえなければならぬ。法的にはもちろん根拠はないのですが、局の方からその陳列について、こういう指定商人があるからそこでつくれ、もし指定商人の方でつくらなかつた場合あるいは自分個人でつくつた場合には、その陳列にりくつをつけてやり直さす、こういうことが実際にやられておるのであります。こ

いう点を総裁は今後部下を統御して行かれる上において、御注意をいただきたいという点と、いま一点は監視員の好奇心を起して少しばかりのタバコををつくつて、さあそれが監視員に発見されたとなつてしまふとたいへんです。呼びつけられて、まるで警察の刑事に取調べを受けておるかのようになつてございまして、泣いて訴えられたこととでも、現に私はこの目で見たことがあるのであります。こういう点につきましても、今後において十二分に御留意を願ひたいというところが一点と、それからいふ一点はタバコの小売人に対する融資の問題であります。近ごろ金融が非常に行き詰まつておりました、小売人はこの問題に非常に悩んでおります。これはあるいは総裁のお立場からいひました場合には、タバコ小売人の組合があるのだから、その組合によつて考えるべきだといふふうにお考えになるかも知れませぬけれども、しかしこれに重大なる関連のあるところの公社として、小売人の立場を考えました場合には、その融資あつせんについて、積極的な努力をなさる意思があるかどうか。この三点につきましてお考えがあれば、一応承つておきたい。先ほども申しましたように、説明員からいつも返事は承るのでありますけれども、一向にこれが改善の跡が見出せませんので、せつなくきようは総裁がお見えになりましたので、総裁から御意見を承りたいと思ひます。

○秋山説明員 ただいま御指摘のことは、事は非常に小なるようにとられるというお心づかいであつたのでしようが、私は決してこれを小事とは考えておらないのであります。タバコの小売人の今御指摘のようになつても聞かないではありませぬ。末端において大勢の従業員のうちには、心得違いの者が必ずしもないとはいへぬといふふうにも考えられますけれども、この点につきましても、やはりタバコのみならず、末端においては戦後道徳的にもいかれといふ考えられる点も相当あつた。私は具体的にどこにいかなることがあつたかといふことは聞いておりましたけれども、そういう点についてはまことに御指摘ごもつとも、私も陣頭に立つてその点は改良したいと思ひます。

それから監視の問題は、タバコは専売のものであります。法文の上ではやはり許可を要するということになつておりますので、無断でつくつてもらふことは避けたい、こういうふうな考へております。ただそれに接触する場合に、権柄づくで取扱ひが酷だといふことについても、これは十分に考慮いたします。しかし無断耕作といふようなことは、これはまつたく相ならぬことと思つております。

それから小売店の金融の面におきましては、従来タバコの売行きあるいは金融関係からいつて、一応公社の売るものをかかえるために、金融をつけたといふこともあつたと思ひます。しかし今日御承知及びのようによ、品物も間に合わないくらいに実は売れておる。俗にいう公社が小売人に持たせなぐちやならぬといふ情勢にはないのであります。こういうことも業者の利益を考えまして善処したいと思ひます。もし金融をつける必要があるならば、公社においても従来世話はしておつたようでありませぬけれども、今後はそういうことの相なるべくはないようにして行きたいと思ひます。

○佐藤委員長 深澤義守君。

○澤田委員 日本専売公社法の一部を改正する法律案の内容を見ますと、第一には繰越し明許費を認めること、それから予備費を使つて足りない場合における「専売品の売上量の増加により収入の見積をこえる収入に相当する金額の一部を事業のため直接必要とする経費に使用することができ」といふぐあい、経理面においてある程度の緩和と申しますか、そういうことが行われておるのであります。これは先ほどから浅香委員の問題にされておりました専売局の経理の問題については、世間とかく非難があることはこれは事実であります。そこで私はその問題をあえて追究しようといひたしませんが、その「専売品の売上量の増加により収入の見積をこえる収入に相当する金額の一部を事業のため直接必要とする経費に使用することができ」といふものを使用する場合、どういふものに使用するか。その具体的な御計画をあらかじめ承りたい。そして、いろいろな直接必要とする経費がございし、その経費の中で優先順位等の御考案があらひになるならば、そういう点もひとつ明確に秋山総裁にお聞きしたいのであります。

○秋山説明員 私はその経理面については、はなはだ明るくないのでございまして、特に経理局長を帯同して来ておりますから、説明員として経理局長の方にお願ひしたいのであります。

○内藤説明員 たいまいお尋ねの例を

タバコにとつて申し上げます。タバコが予算で組まれたりした予定の数量以上に売れた場合には、歳入としてそれだけよいものが入つて来る、その一部を事業に直接必要な経費に充てる。こういうことになつておりますが、その事業に直接必要と申ししますのは、タバコの製造及び販売に要する経費が中心になるわけでございまして、従いまして予算の上で申ししますと販売費及び製造費、それから一部には管理費が多少入つて来るかと思ひますが、そういうところの経費に充てるといふことでございまして、別に優先順位というものは考へておらないのでございませう。

○深澤委員 これは昨年でございしたか、この専売公社法の改正案が出ました場合に、われ／＼は専売公社の従業員から具体的な陳情を受けたのでありますが、その場合において、専売従業員の賃金は必ずしもよくないといふことを、具体的な事実によつてわれわれは知つたのであります。従つて最近における物価高等の影響で、労働者の生活状態も相当窮乏しているのではありません。従つてその当時もそういう要求があつたと思ふのでありますが、予算を越えた売上額をその直接必要とする経費に使用するというような場合において、まず製造の源泉である労働者の待遇というものを、優先的に考へるべきであるというふうに私は思ふのであります。この際そういうような心組みを持つておられるかどうか。その点をひとつ伺ひたいのであります。

○内藤説明員 お答え申し上げます。

われ／＼のところの労働者の給与につ

きましては、先般仲裁委員会におきまして一応の線が出ておりますので、その線に沿つて実施をして行くといふことになつておるわけであります。ただいまのいわゆる売上げが予定以上にふえた場合には、必ずしも給与のベースに蝕めるべき問題ではないと思ひますが、超勤の手当というものも、その条項によつて支出することができるといふふうに考へております。

○深澤委員 それから先ほど総裁が、今年度はタバコの売れ行きが非常によかつたというふうな御説明をされたのでありますが、そのタバコの売れ行きがよかつたという根拠はどこにあるのですか。専売局当局としてはどういふふうに考へられておりますか。その点をひとつ伺ひたい。

○秋山説明員 売れ行きがよくつたという原因は、私的的確にこれだといふ指摘はな／＼むずかしいと思ひますけれども、大体一般に賃率、俸給とかいふものの改訂のあつたことも、下級品の売れ行きがよかつたという原因の一つになつたと思ひますが、タバコは御承知のように諸物価が上る時期においても、二回にわたつて値下げをしておつて、ほかのものに比べてやや買ひやすい値になつておるといふことも事実だと思ふ。それから品質においても、この一兩年日本の国情からすれば相当改善をされたというふうな、いろいろな事情がからみ合つて、専売のタバコの売れ行きが上昇したといふぐあいに考へております。

○深澤委員 もちろんそういうことも私は一つの原因だろうと思ひますが、

総裁も御存じだろうと思ひますが、最

近全国至るところにパチンコ屋がふえておりました、このパチンコ屋がタバコを景品に出すのであります。この額は私は相当なものだと思ふ。そのためにその近傍の小売人は実は悲鳴をあげておるのではありませんか。おそろこのパチンコ屋の景品にタバコを使うといふことが、専売局の売上げの上に非常に影響しておるのではないかと考へておるのではありませんか、この点はどういふふうに考へておられますか。

○秋山説明員 これもな／＼見方が困難でありまして、パチンコ屋でタバコを出すから、小売屋の売れ行きが減つたという声も聞かぬでもないのではありません。しかしながらパチンコ屋が正常なルートでタバコを買うといふことについては、何ら取締りの方法がない。これがデイスカウントをするとか、あるいは違つた種類のタバコを入れて来るかがあるならば、取締りもできるのではありませんけれども、普通の価格をもつて普通の小売店から買ふといふことについては、それがパチンコ屋であろうが何であらうが、どうも方法がないのであります。その点についても小売屋の一部の声を聞いて、私ども非常に憂慮しておりますけれども、今名案といふものがないのであります。もし何かお気づきの点があるならば、承つて参考にしたいと思ひます。

○深澤委員 最近の日本の状態におけるパチンコ屋の氾濫というものは、植民地的な様相を反映しておる一つの現象であると思ふ。そのパチンコ屋の興味の中心は結局タバコであると思ふ。今の法では確かにこのパチンコ

屋において景品としてタバコを出すこ

と自体は、違法ではないかもしれな。あるいは専売局はタバコが売れて喜んでいるかもしれませんが、しかしこれは風教上まことに寒心すべき現象であると思ふのであります。逆に何か名案はないかとおつしやるが、専売公社としては、このパチンコ屋がタバコの景品を出すといふことを、何らかの方法で禁止するといふようなことをお考へになつたことがあるかどうか。その点をお伺ひしたいと思ひます。

○秋山説明員 パチンコ屋の景品についてまで専売局は考へておりません。○深澤委員 そこで私がもう一つお伺ひしたいのは、最近専売局ではしきりに、外国タバコを買わずに日本のタバコを買えという宣伝をされておるのうに聞いているのでありますが、それにもかかわらず、最近における外国タバコの氾濫というものはひどいように、われ／＼は見受けるのであります。官庁等に行きましても、相当高級の公務員の方々が、こういうものを使用されておるという事実もある。一体この氾濫するそのものルーツは一体どこにあるのか、われ／＼も非常に判断に苦しむのであります。先年私は、たしかに専売局のどなたかに伺ひしたとき、外国タバコは米軍の注文に応じてつくつておるのであります。ところが、日本の専売局もおつくりになつておるといふことを聞いておるのであります。そういうふうな観点から、この外国タバコがやみに流れるルートは一体どこなのか。こういう問題について総裁はどういふぐあいに考へになつておりますか。

○秋山説明員 販売の担当者の販売局

長をもつて答弁せしめます。○石田説明員 やみの外国タバコが流れて来るルートでございしますが、大づかみにわけますと二色にならうかと思ひます。一つは主として米軍の駐屯地でありまして、そこでアメリカの兵隊さんが、いろいろ飲み食いしたり金を使うかわりに、タバコでもつていろいろな飲み食いしたりその他遊んだりする。そういう代償としてタバコを置いて参りますが、そのタバコがブローカーの手によつて集められて、都会の方に持つて来て売られるというのが一つのルートであります。それからもう一つは密輸入品であります。これがどこから来るか、日本の外の方の横子はよくわからないのでありますが、私どもはよく見るところでは鹿児島周辺に割合多く入つて参ります。鹿児島周辺の入品が入つて参りますが、それがやはりブローカーの手を通じて国内へ流れて来るというのでございまして、私の方でもいろいろ取締りはやつておりますが、とにかく全国的に相当手広くやられておりました。なか／＼思うように取締り効果を上げ得ないので、焦慮している状況であります。

○深澤委員 それから国内製品のタバコにもやみタバコがあるといふことを、われ／＼は聞いておるのであります。専売局は現在国内のタバコのやみ問題についてどういふ見解を持つておられるか。そして取締りの状況はどういふ点をお伺ひたい。

○石田説明員 お話の通りに国内においても、密造のタバコが相当出まわつております。これはどういふ形で出て

参るかと申しますと、葉タバコの耕作地におきまして、耕作者がつくつた葉タバコは全部専売公社に納付する義務があるわけですが、この耕作者の間をまわつて、いろいろ葉タバコを買い集めてくれる者がいます。これが各地に流れて参りまして、その葉タバコを使つて密造する。大体地域的に申し上げますと、関東地方から大阪周辺に流れて行くのが一番多いのであります。そのほか四国の一部においてやはりそういう密造をやつてゐるのがあります。そういうタバコが多いのであります。この取締りにつきましては、先ほど御指摘のありましたように、耕作者の家をまわつたり、あるいは鉄道の沿線に張番をしたり、あるいはそういうルートがよく山の中にございまして、そういう山の中に夜張り込んで、葉タバコをかついで横流しをする人を押さへたり、この点につきましても私もいろいろ苦勞いたしております。なお密造しておる地帯もある程度わかるのであります。これがきつめて簡単にできる。家内工業といひましようか、皆様戦争中いろいろ御経験があつておわかりだと思ひますが、自分で簡単に巻けるようなものでありますので、製品としては決していいものではないのですけれども、とにかく安く売れるものですから、それが農村なり、あるいはタバコにあまり金が出せないような人たちのところへ流れて参ります。これも相当の量に上つてゐるのではないかと推測しております。

○深澤委員 最後に、大蔵当局がおいでになりましたら伺ひたいのであります。今度の四十三条の十八の改正で、現金の預金先が「銀行その他大蔵大臣の指定する金融機関」ということになつておりますが、この「大蔵大臣の指定する金融機関」というのはどういふものを予定されてゐるのか。その点をお伺ひしたいと思ひます。

○久米政府委員 ただいまお尋ねの日本専売公社法第四十三条の十八で、今度改正いたします「大蔵大臣の指定する金融機関」の具体的内容は、葉タバコの収納の場合に、交通不便な山奥などでは農協を使う場合を想定いたしております。

○佐藤委員長 久保田鶴松君。

○久保田委員 秋山総裁がいらつしやいますので伺ひたいと思ひます。資料課に井田留次郎という人とそれから業務整理主任の田川一雄という人がいらつしやいますか。

○秋山説明員 恐縮ですが、資料課のどういふ名前ですか。

○久保田委員 井田留次郎。

○秋山説明員 おります。

○久保田委員 きよの新聞で汚職事件と申しましようか、そういうような問題が出ておりましたが、これは総裁は……。

○秋山説明員 実は私もきよの新聞で初めて見たのであります。はなはだうかつなことではあります。まだ詳しくは私存じておりません。

○久保田委員 総裁が詳しいことを知らぬとおしやつておられます。この問題はまたの機会に聞くことにいたします。

○武蔵委員 総裁を煩わすのは、なほだ恐縮千萬ですから、販売局長から承つておきたいと思ひます。先ほどの内藤委員の話がもうすでに具体化して、農協の方でタバコを取扱うことを

あつさり御許可になつたようでありすが、先ほど大阪選出の淺香委員も申しておりますように、地方の実情を聞いてみますと、タバコの小売の指定を受けることが非常に困難である。私なんかもととき／＼それを聞いておるのではありません。従つて、その受けられない人のひがみかもしれませんが、どうも非常に運動が行われておる。それで私どものように金がない者は、とてもタバコの小売の指定を受けることができない。いわゆるボスが介在して、非常に残念だが私どもはできない、こう言つて取扱ひの認可に対する不正な行為があるかのように、私どもにも訴えて来ておるのがあります。これは私は名古屋局管内のことを申し上げるのであります。かようなことは、先ほどの総裁の御説明のように、たとい事は小さくてもよくないことだからやめた、矯正したいという御意見はまことにけつこうと存じます。ただ認可にあたりましてどのような標準といひますか、内規といひますか、どういふようなものを認可、許可に対する基準としてお持ちになつておられますか。たとへば距離だけであるのか、あるいは人口といひ、そういうものから割出されたのか。その辺をひとつ販売局長から承りたいと存じます。

○石田説明員 一番抽象的な標準から申し上げますと、大体幾らでも小売屋さんをふやせばいいというふうな方針はとつておらないのであります。これは御承知のように小売屋さんの店先まで私どもの方からタバコを配給いたして参ります。結局小売屋さんの数がふえまうと、私どもの方でもその配給に従事いたしております人間の数な

り、あるいは配給の用具であるトラックなり自動車なり、その他いろいろの点で経費がよけいにかかり過ぎますので、ある一定のわく内で仕事をしております関係上、そういう定員の問題あるいは経費の問題で、どうしてもある程度のところまでとめて行かないといへないわけでありまして。そういう見地と、それからもう一つはタバコをお買ひになる方々が、あまり不便のないようになつていふこととから、大体ある地域の人口なりあるいは戸数なり、そういうことを標準にしまして、地域の理想配置人員といふものを計算して出ております。実際に地域の実情が違ひますから、理想配置人員通りといふところまでは行かないのであります。が、一応そういうものを置きまして、今申し上げたような観点から、適当なところに小売屋さんを配置して行きたいという考え方を持っております。それからもう一つは、何と申しましてもタバコの小売の仕事と申しますのは、大きな都会でよく売れるところは別でございますが、いなかの方へ入りますと、そうたくさん利益のある仕事ではございませんので、やはりある程度まとまつた商売として立ち得る程度のものにしておきまうと、小売屋さんも一生懸命にタバコを売ることになりまして、小売屋さんがこれだけで食つて行くといふことは、なか／＼むづかしいと思ひますが、兼業としても成り立ち得る程度のものにまゝめて行きたい、こういう考え方を持っております。そのほかタバコ専売法に基づいてゐる／＼な制限がありますが、その法律の条項に基づきまして距離、それか

らその店の売れ行き——大体月にどのくらい売れるだろうかという売れ行き、それから周囲の人口、戸数、そういうものの、そのほかタバコはいかげんな扱ひをされますと、たちまち悪くなつてしまふものですから、店舗の設備、たとえば青物を売つてゐる店にはタバコの指定は許可しない。葉をつくつてゐるとかあるいはとうふ屋さんの店には許可しないといふ、そういうふうな業種の制限がございまして。それからタバコを売るときは現金取引でありまして、たとえばある一つの店で一月に十万円は売れる。かりに三回の配給にしますと、一回に三万何千円くらいは買つて行かなければいけないわけでありまして、それだけのタバコを持つて行つた場合に、すぐそれだけのものが支払ふというふうな意味で、ある程度の資金が必要であります。そうしなうと三万五千円のもの売れるにいかかわらず、それをタバコ屋さんが買わないといふことになりまして、たちまちタバコが切れてしまひまして、消費者の方にいろいろ御不便をかける。そういう店をなるべくやめて、同じ近所から申請があれば、信用が確実な資金のある方に、できるだけお願いをしたいというふうな考へております。そういう意味で資産なり信用なり、そういう点も調査いたします。それから一例を申し上げますと距離でございますが、大体繁華街でありますと、少くとも五十メートル離れていなければならぬ。市街地でありますと百メートル離れていなければならぬ。いなかでありますともつと距離を延ばしております。但しだといふメートルより近いところでありまして、劇場が

あるとか、何か特別な施設やあるいは飲み屋がありまして、そこが夜は非常にはやるところだというふうな場合ですと、その売上げの金額の一定の標準をものさしにいたしまして、多少距離は近くとも、そのところは認めて行くというふうなやり方をする場合もあります。それから逆に、距離は大体の標準になつておりまして、人通りが非常に少な過ぎて、一軒の店として成り立ち得ないというふうな場合には、距離が百メートル以上でありまして許可しない場合もございます。そういう点につきましてはいろいろ実情を見ながら、私の申し上げたような一応の標準を置きまして、それを基準にして突地調査をして、適当と思うところへ置いて行くというふうなやり方をしております。なお指定につきましていろいろ問題があるというお話でございますが、私もこれは全然絶無だとは思わないのでありますけれども、大体私どもの耳に入つて参ります場合は、指定にならなかつた申請者の方々からのお話が多いのであります。どうしても片耳になるおそれがありますので、内部の調査の模様などをいろいろ調べてみますと、私どもの方で見まして、これなら私も調査してもちよつと指定はしないだろうというふうに思われる場所が、割合に多いのであります。小売人の組合の方からは、指定につきましても自分たちの意見を聞いてくれという申入れが、毎年いろいろ機会を通じてあるのでございますが、これにつきましては、私の方では絶対にお断りしております。非常に問題を起しやういことであるので、外部からごらんになりますと、組合のボス

にわたりをつけないければ、許可ならぬのじやないかというふうに思われる場合があるかと思ひますが、私どもの方ではそういう申入れは一切受け付けておりません。また積極的に組合の意向を聞くということもいたして参りますので、指定の手続にいたしまして、出張所がございまして、その出張所で突地の調査をいたしまして、意見書をつけて地方局へまわして参ります。地方局が実情を知つておる場合にはなおかつこうでありますし、なお書面上いろいろ審査をいたしまして、地方局長がその審査の結果許可を決定する。なおその指定いたしましたあとにつきましては、地方局から、あるいはまた本社からも参ることがありますが、その指定したあと、一々全部まわるわけにも行かませんが、機会のあることにそういうところをまわしまして、その適否を爾後においてまた審査をしてみるといふふうなやり方をしております。できるだけ間違ひの起らないように、十分気をつけておるつもりでございます。大体常識的に考えてみても、かりに月に十万円売れるとしても、七分平均の利益として一箇月七千円の利益でございます。その七千円のうちからいろいろ経費も払わなければならぬし、また所得税がかなりの金額とられますので、いなかの町で小売屋さんになるために何万円使つたといふふうなことは、ちよつと常識では考えられないのであります。何万円かお使ひになつたとすれば、一年も二年もかからなければ、とてもその使つただけの元もとれないというところで、一般に言われるほど、そうひどくはないのじやないかと思つておりますが、先ほど總裁のお話にもありましたように、私どもも十分なお氣をつけ、不公平のないようにいたしたいと思ひます。ただ御了解願ひたいのは、終戦後タバコ屋さんの数が足らなかつたのであります。最近大分ふやして参りまして、ここ一年くらいは、申請されてもなか／＼許可にならぬ場合が多いのではないかと思います。その辺のことひとつ御了解願つておきたいと思ひます。

○武藤(嘉)委員 よくわかりました。ただ私の申し上げたいのは、資力がなければ、これはどちらを取引でありましてから危険でありましょうから、当然嚴重に御査定にならなければならぬ。それが、どうも私どもが地方で考えてみますると、非常に希望しておるにかかわらずなか／＼認可が容易でない。別に専売局に貸倒れ金があればやむを得ませんが、そうでなければ、希望があるならばお許しになつてもいいんじやないか、こういうふうな私どもは、間違ひいかもしませんが、感ずるのであります。

それからなお申し上げたいことは、何か戦争中、企業整備で合併させられてやめたような業者があるようでありますが、そういうような業者がまた再認可を要求しますような場合には、多少優先的に御考慮があるのか。少くとも企業整備でやめたというふうなものは、戦時の体制のためにやめた犠牲者でありますので、かようなものが出願いたしました場合には、特に御配慮願ひたいような気がいたしますが、御所見を承りとうございます。

○石田説明員 私が公社へ参りましたからは、今のお話のようなことを具体的にまだ伺つたことがないのであります。あるいは地方局ではそういうことがあつたかと思ひますが、企業整備を済ましてから大分たちますので、もう最近あまりそういうお話もないのではないかと思いますけれども、もし具体的にもございまして、また事情をよく承つてみたいと思ひます。もちろん地方局におきましては申請があれば、当時の事情を考慮して、おそれるような方々には優先的に許可するようにしてはいるのではないかと推測しております。ただ戦災で焼けた模様のなり、いろいろかわつて参りますし、あるいはその前にどなたか先に願ひ出た方がありまして許可になつておりますと、たとえばその隣りとかあるいは五、六軒先とかいふふうな所ですと、当時企業整備の関係があつてお気の毒だとは思ひながらも、やはり先ほど来申し上げましたようなことで、許可いたしかねる場合もあるかと思ひます。しかしそういう場合につきましては、またほかの場所もあることとございまして、地方局の辺ともまたよく話し合ひを願ひましたら、何か解決の方法もあるのではないかと思います。

○高間委員 一言お伺ひしておきたいのですが、今内地密造タバコの問題が出ましたが、撲滅するのに非常に苦心をなさるといふお話であります。その一端として、ピース、光等の外装用のボール紙は、専売公社としては原則として引上げることになつておるのですか。それとも、そのまま小売人がかつてに処分していいことになつておりますか。その点をお伺ひしたい。

○石田説明員 お話の箱と申しますのは、あの外側の小さい箱でございます。紙とボール紙です。

○高間委員 二十包であるのろろ紙とボール紙です。

○石田説明員 あろろ紙は別に回収いたしております。ボール紙の方は、小売屋さんが処分したければ自分で処分してもかまわないことになつておりますが、私どもの方でも資材はなるべく節約するという見地から、小売屋さんにお願いいたしまして、できるだけ私どもの方にお返し願ひたいというところで、御協力を願つております。

○高間委員 それで大体わかりました。その回収をするのに、あの上に赤い紙が張つてありますが、その赤い紙を完全にとらなければ受取つて行かないのですか。ところが小売人の方では回収してもらつた方がいいので、丁寧にとつてはおるつもりで、丁度一定のプロットの長の所へそれを集めて、それで自動車が集めた場合に持つて行つてもうのすから、しごくけつこうなんですけれども、少しそのとり方が雑だと、これはだめだからというので、プロット長から話があつて、またそれをとりに行かなくちやならない、こういう隘路がありますのと、もう一つは、内地製の密造タバコの外装にあればまた使われておつて、一つ／＼に売るのは二十個で売る方が早いものですから、中を開いても見ないで、二十個ずつ密造タバコを売渡しておるのを見れば／＼見ることがあります。ですから、そういうものを撲滅する意味から行きまして、あの二十個の包装紙は完全に回収させるように、もちろん法律でないのですか

ら、協力という言葉でしようけれど、とにかく小売人に、この外装紙は専売公社の方へ完全に返すんだというふうな觀念を与えるように指導され、また地方局の方に対しても、それを完全に引上げるといふに通達をしてもらう方が、密造タバコを撲滅するのに非常に役立つと考えるのですが、その点について局長さんの御意見を承りたい。

○石田説明員 御親切な御注意をいただいて、まことにありがとうございます。さつそく適当な機会をつかまえて、お話のような趣旨を各地方局なり出張所なりに流したいと思ひます。

に扱つてゐる、こうおつしやいました。が、実際は申請しまして許可になる。その場合には陳列とかあるいはさういふような金が約二十万円から三十万円くらいある。それがなければこれは許可にならないといふようなことをよく伺つていますが、さういふことはございせんか。

○石田説明員 土地によつて資力の判定といふんです。資力はどの程度の金額があつたらいいかといふふうな考え方が違つてゐるにございせん。大体店の飾りをいたしますのに、これは平均的なお話でございせんけれども、五万円くらいはかかるのではないかと思ひます。そのほかに約十日分ばかりのタバコを持つていただきますので、その少くも受ける資金を十万円くらい——もう少くともとるべきところになりますと、もつと多くなりますが、お話の二十万円と申しますのは、店舗の設備費と、それから十日分くらいのタバコを買つておく資金、大体二十万円見当が多いように考へております。それで最初から二十万円程度の資金を出していただきませんと、あとタバコを次々に配給して参りますときに、近所に不便をかける程度のタバコを持つことができませんので、それ以下でございまして、大体は申請を許可しない場合が多いように考へております。

○久保田委員 それではやはり三十万円近い資力がなければ店を持つことができない、また許可も得られない、こゝう解釈してよろしいですね。

○石田説明員 三十万円といふ席で金額を限られてしまふのは、私ちよつとさうでございまして、最低十五万円以上は必要だといふくらいに、お考え願つたらいいのじやないかと思ひます。

○久保田委員 もう時間もございせんので、先に秋山さんにお伺ひしました点、きよりの新聞に出ました問題について御存じでございませうか。あの問題につきまして、總裁以外の方々が御存じでございせんか。

○内藤説明員 ただいまお話の事件は大阪に起りましたもので、詳しいことは聞いておりませんが、私の方の資料課長が大阪の警視庁からこちらへ見えたら話を聞かれたことがあります。そのときに内容の話はなかつたさうでございせんが、大ざつぱな概略を申し上げたいと思ひます。それは巻紙の問題でございせんが、戦争中に朝鮮總督府の専売局へ、内地でこしらへましたタバコの巻紙を売つたのでございせん。ただそのときには、いわゆる輸入調停の手続はしましたが、金は受取つておらなかつた。ところがそれを送つておりました途中で終戦になりました、非常に混乱したといふことで、一部は送り出したといふことで、一部は、先はよくわからなくなつております。それから一部がたしか大阪だつたと思ひますが、港の倉庫に残つておるといふことで、この巻紙をめくりまして、朝鮮總督府の何といふんですか、清算機關みたいなものが東京にございまして、それから独立しました韓国あるいは朝鮮といふふうな方面からも、これは自分のものだといふふうな話がいふところであつたのであります。それで公社といひましては、金をもらつてないでございまして、こちらのものだといふことであつたといふことであつた

ようであります。これは私が参る前の問題でございまして、それで結局司令部の方で朝鮮の仕事をやつておるところからも証明をいただきまして、これは朝鮮のものではない、日本の当時の専売局のものであるといふ判定をいただきましたので、この巻紙を公社が引取つたのであります。その場合、もちろんその倉庫の保管料は公社として支払つたわけでありまして、その巻紙を引取りましてそれが解決するまでに、混乱状態のときでありますので、五、六年かかつたと思ひますので、こちらに引取り指令をわれ／＼の方から出しましたのが、公社になりました。しばらくしてからでございまして、二十四年の秋のころじやなかつたかと思ひますが、そのときに大阪の局に對しまして、それは公社のものであるから引取れといふことを命じまして、その引取つたものは、先ほどお話ししましたように、戦争中の製品である、しかも古いものでありますから、使えるかどうか、向うで鑑定をしまして、使えるものならこちらの方で使う、それかもし使えなくなつておるものであれば、廃紙として巻紙をつくつておる工場に払い下げろ、こゝういふ指令をしたのであります。御承知のように製造をやる途中に、いろ／＼巻紙のやりそこないと申しますか、さういふものができまして、廃紙を巻紙をこしらへます工場に払い下げますことは、従前からやつて来ておるのであります。それをもう一ぺん原料にしまして、巻紙をつくり直すといふことになるのであります。それと同じような手続で、使えないものなら廃紙として払い下げろといふ指令をしたのであります。その鑑定

に、先ほどお話の出ました資料課の井田君が立ち会つておつたようでございまして、それでそのときの鑑定では、これは使えないものにならぬといふことで、払い下げたといふことになつておるのであります。その間に何か問題があつたようでありまして、今回のような事件になつたかと思ひますが、それからさきの事件がどういふ内容のものであるかといふことは、まだわれ／＼の方としてはつきりしておりません。事件の発生に至りましたいきさつは、今申し上げたような状況でござい

○佐藤委員長 本日はこの程度にとどめまして、次回は明十四日午前十時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時九分散会

〔参 照〕

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（都合により別冊附録に掲載）